

カウンター・チャージ契約約款

第1条 目的

本契約は、エプソン販売株式会社(以下、エプソン)がご契約者(以下、お客様)に対して「カウンター・チャージサービス」を提供し、これに対する料金をお支払いいただくことを内容とする約定事項を定めることを目的とします。

第2条 定義

本契約で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1)本サービス

本サービスとは、エプソンの「カウンター・チャージサービス」をいい、エプソンは、お客様が販売店(本条2号で定義)またはエプソンから購入した、もしくは貸与を受けた契約要綱に定める機械(以下、本機械)について、本機械が正常かつ良好な状態で使用できるよう、お客様に対して保守サービスを提供します。ただし、本機械のプリントヘッド(以下、ヘッドといい、本機械がPXシリーズの場合は対象外とし、以下同じ)の所有権はエプソンが有し、お客様または使用者は貸与されたヘッドを使用するものとします。

(2)販売店

販売店とは、本サービスの取扱いを認めたエプソンの業務委託先をいい、本書に定めます。エプソンは、販売店に対して本サービスの業務(契約窓口、料金回収、検針、保守サービス等)を委託することができ、お客様はこれに同意します。

(3)保守サービス

保守サービスとは、以下のサービスをいい、契約要綱の「保守サービス会社」が提供します。お客様から保守サービス会社を変更することはできません。ただし、エプソンは、お客様に通知することにより、本契約締結後に保守サービス会社を変更することができます。

①お客様または使用者からの要請に基づく本機械の故障、不具合にかかる修理、調整作業

②本機械の消耗品(エプソン所定の消耗品をいい、用紙およびステープルカートリッジは含まない。以下、本消耗品)の供給。なお、本消耗品の交換作業は保守サービスには含まず、お客様または使用者が行います。

③保守サービスの過程で本機械から取り出し、交換する部品等(以下、交換部品)またはヘッドの交換、回収作業

④保守サービス会社の判断に基づく本機械の点検、整備、調整作業

(4)サービス対象品

サービス対象品とは、ヘッドおよび本消耗品を総称していい、本契約に基づき、エプソンがお客様に貸与します。なお、前号の保守サービスに基づきヘッドを交換する場合、エプソンは新たに本機械に装着するヘッドをお客様に貸与します。

第3条 本契約の成立

- 1.本契約は、お客様が契約要綱の必要事項を記入および捺印のうえ、エプソンに対して注文を行うものとし、エプソンが本注文内容を審査の上承諾し、捺印したときに成立します。
- 2.エプソンは、お客様(使用者、支払者も含む)が本サービスの目的および本契約の定めに違反するおそれがあり、本サービスの利用者として不適切な事由があると判断した場合、本契約に係る注文を承諾しない場合があります。
- 3.お客様と使用者または支払者が異なる場合、お客様はその旨を本契約締結前にエプソンに通知し、エプソンから承諾を得なければなりません。
- 4.お客様と使用者または支払者が異なる場合、お客様は使用者および支払者に対して本契約の定めを遵守させなければなりません。
- 5.使用者または支払者が本契約の定めに違反した場合、お客様が本契約に違反したものとみなします。
- 6.お客様と使用者または支払者が異なる場合、お客様は、エプソンの事前の承諾を得ることなく、使用者または支払者を変更してはなりません。

第4条 サービス期間

- 1.お客様およびエプソンは、本機械について本サービスの提供を開始(以下、契約開始)する旨を確認し、その内容を記載した【契約開始確認書】を作成します。なお、当該確認に立ち会ったお客様の従業員等(使用者を含む)による契約開始の確認はお客様からの授権に基づく有効な確認であり、お客様は当該確認の無効・取消しを主張できません。
- 2.本サービスの契約期間(以下、サービス期間)は、前項に基づく契約開始の確認を行った日として【契約開始確認書】に記載された契約開始日(以下、契約開始日)から契約要綱に定める契約年数とします。
- 3.本契約を更新する場合、サービス期間満了の60日前までお客様は所定の手続きにてエプソンに更新申し込みをするものとします。エプソンは、更新にあたり、チャージ料金について、更新時の料金単価から10%増額するものとします。また、更新するサービス期間は1年単位としますが、以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約の更新はできないものとし、期間満了日に終了するものとします。
 - 1) 本機械の耐用可能期限(製品寿命)、本機械の補修用性能部品の保有期限が過ぎている場合
 - 2) 本機械の使用状態が著しく悪く、保守サービスの提供が困難とエプソンが判断した場合
 - 3) サービス期間中に本契約にかかる料金等(第10条1項に定義)の全部または一部の支払を遅延または停止したことがある場合
 - 4) その他、本契約の更新に伴う継続的な本サービスの提供が困難とエプソンが判断した場合
- 4.前項による本契約の更新後であっても、更新したサービス期間中に、前項各号に定める事由が生じた場合、エプソンはお客様に通知し、本契約を終了することができるものとします。

第5条 サービス対象品の所有権

- 1.サービス対象品の所有権はエプソンに帰属し、エプソンは、サービス期間中、本契約に基づきお客様に対して貸与します。
- 2.お客様および使用者は、サービス対象品を善良なる管理者の注意義務をもって管理します。
- 3.使用済みの本消耗品は、お客様または使用者がエプソンの指定方法に基づき返却し、お客様または使用者はこれを無断で処分してはなりません。また、交換部品は必要に応じて保守サービス実施時に保守サービス会社が回収のうえエプソンに返却します。

第6条 本機械の設置先

- 1.本機械の設置先は、契約要綱の「設置先(使用者)」欄に記載された場所とします。

- 2.お客様または使用者は本機械を前項に定める設置先でのみ使用し、お客様は設置先の変更を希望する場合は所定の手続きにより、エプソンにその旨を事前通知し、承諾を得なければなりません。
- 3.設置先の変更による本機械の移動は、エプソンまたは保守サービス会社が行い、これに伴う費用はお客様の負担とします。お客様(使用者、支払者も含む)は、エプソンに無断で本機械の移動をし、または第三者をして本機械を移動させてはなりません。

第7条 本機械およびサービス対象品の使用、保管等

- 1.お客様または使用者は、本契約の定めおよび本機械の取扱説明書等に従って本機械を使用し、これにあたり必要な電源および電気、設備等にかかる費用を負担します。
- 2.お客様(使用者、支払者も含む)は、本機械およびサービス対象品について、次の各号の事項を行ってはなりません。
 - (1)分解、損壊、改造、改変等を行うこと
 - (2)ヘッドについて第三者に転売、転貸、譲渡、担保権の設定等を行うこと
 - (3)第三者の著作権等の権利を侵害する、または第三者の利益を侵害する行為をすること
 - (4)公序良俗または法令に違反する行為をすること
- 3.お客様は、サービス対象品について、前項各号によりエプソンに損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負います。
- 4.お客様または使用者は、本機械またはサービス対象品が第三者からの強制執行、その他法律的または事実的な侵害行為を受けた場合、自らが管理、保管するサービス対象品を保全するとともに、当該事態が発生した場合には、直ちにその旨を、エプソンに通知します。これに加え、当該事態について自己の責任と費用において処理、解決し、エプソンがサービス対象品の保全のために必要な措置をとる場合、これに必要な協力をします。
- 5.お客様は、本機械に装着されたサービス対象品について毀損、滅失、紛失、盗難等が生じた場合、当該サービス対象品の実費相当額をエプソンに支払うものとします。

第8条 本消耗品の取扱い

- 1.お客様または使用者は、本サービスの利用にあたり、本機械の品質維持および安全確保のために、本機械の取扱説明書等に示された仕様範囲の印刷用紙を使用しなければなりません。
- 2.お客様または使用者は、本サービスを利用する目的にのみ本消耗品を使用し、他の機械への本消耗品の転用、または本消耗品の分解、成分解析等、ならびに第三者への転貸、販売等を行ってはなりません。エプソンは、お客様または使用者による本消耗品の不正使用があると判断した場合には、本消耗品を直ちに回収するとともに、本サービスの提供を中止し、本契約を解除する場合があります。

第9条 チャージ料金の計算

- 1.チャージ料金は、契約要綱に定めるカラー単価およびモノクロ単価と本機械の印刷枚数に基づき、エプソンが次の各号の方法で算出します。印刷枚数の確認作業(以下、検針)は、契約要綱の「検針担当会社」(以下、検針担当会社)が実施します。
 - (1)検針担当会社は、サービス期間にわたって毎月、契約要綱の「検針日」を基準日とし、その10営業日前から基準日までの間で検針担当会社がお客様に対してその都度指定する日(以下、確認日)において契約要綱の「検針方法」により、検針を行います。ただし、サービス期間における最終回の検針は、サービス期間の満了前ではなく第4号に従って満了日以降の日に行います。検針日は、サービス期間中変更することができないものとします。なお、検針によって確認される印刷枚数は、本機械によるコピー・ファクス・プリンター等の出力1面あたりを1枚とし、両面出力の場合は2枚としてカウントします。
 - (2)チャージ料金は、確認日の翌日から翌月の確認日までを1ヶ月とみなし、当該1ヶ月間ににおける請求枚数に応じて算出します。請求枚数とは、直前の確認日における印刷枚数と当該確認日における検針の結果確認された印刷枚数との差数から、当該差数に契約要綱の「カウンター控除率」を乗じて算出された枚数(小数点以下を切り上げ)を控除した枚数とします。ただし、初回の請求枚数については、以下の算式により算出された枚数とします。

【算式】

- 初回の請求枚数(小数点以下切り捨て)=初回検針日のカウント枚数 × 契約開始日から初回検針日までの日数 ÷ 契約開始確認書に記載された承諾日から初回検針日までの日数
- なお、カウンター控除率とは、本機械の保守サービス時の出力テスト等によりカウントされた印刷枚数、および本機械を使用する際に発生した不良印字、不良コピー等で加算された枚数を控除することを目的として、エプソンが設定した値をいいます。
- (3)本契約がサービス期間の満了、中途解約、解除その他事由により終了したときは、検針担当会社が最終の印刷枚数の確認に係る検針を行い、当該検針を行った日を最終の確認日とします。なお、理由の如何にかかわらず、検針担当会社が最終の印刷枚数の確認に係る検針を行うことができない場合、エプソン所定の方法で最終の検針を行い、エプソンは、当該検針結果をもって最終回のチャージ料金を算出します。
 - (4)前各号による検針に基づき算出したチャージ料金が、契約要綱の「月額最低料金」に達しない場合、当該月のチャージ料金は月額最低料金が適用されます。

2.エプソンは、サービス期間中に料金を改訂する場合、改訂日の60日前までにお客様に対して通知を行い、お客様の合意を得たうえでこれを改訂します。第4条(サービス期間)第3項に基づく本契約の更新に伴う料金変更の場合も同様とします。

第10条 料金等の請求および支払

- 1.エプソンは、前条に従って算出したチャージ料金のほか、その他料金がある場合はこれらの料金等に法令所定の消費税等額を加算した金額(以下、料金等)を契約要綱の「支払方法」に定める会社(以下、請求会社)を通じ、お客様(お客様と支払者が異なる場合は支払者)に請求します。
- 2.お客様(お客様と支払者が異なる場合は支払者)は、請求会社を通じてエプソンに対して料金等を支払います。なお、請求会社がお客様(お客様と支払者が異なる場合は支払者)から提示を受けた支払者の口座情報は、本サービスにおいてエプソンからお客様(お客様と支払者が異なる場合は支払者)への返金等が生じた場合に限り、エプソンに共有されます。
- 3.お客様と支払者が異なる場合、支払者による料金等の支払の全部もしくは一部がなされなかったとき、または延滞があったとき、エプソンはお客様に対しても当該料金等の支払を請求することができ、この場合、お客様は、エプソンに対して当該料金等を支払います。
- 4.理由の如何にかかわらず、本契約に基づくお客様の料金等の支払債務は、その支払が完了するまで消滅しません。

5.本契約締結後、法律改正により消費税等の税率が変更された場合、法律施行月以降にお客様または支払者に請求する料金等は、改正後の税率を適用します。

第 11 条 保守サービスの提供

- 1.保守サービス会社は、本機械に故障または不具合が生じた場合、お客様または使用者からの通知により、保守サービスを実施します。
- 2.保守サービスの実施時間は、原則として月曜日から金曜日(祝日、エプソン指定休日を除く)の9:00から17:30までとします。ただし、保守サービス会社が別途保守サービス実施時間を定める場合はこれを優先します。
- 3.前項の保守サービス実施時間外に、お客様または使用者の要望により保守サービスを提供した場合、保守サービス会社が定める所定の追加料金を前条の定めに従って支払います。
- 4.前項に加え、保守サービス会社の事業所と本機械の設置先との距離が次の各号のいずれかに該当する場合、保守サービスの実施にかかる交通費および宿泊費等の実費等の遠隔地加算料金を前条の定めに従って請求する場合があります。
 - (1)直線距離で50Kmを超える場合
 - (2)法定速度で走行する自動車または既存の交通機関を利用して2時間以上かかる場合
 - (3)船舶または飛行機を利用しないと訪問し得ない場合
- 5.お客様または支払者が次のいずれかに該当するときは、保守サービスの全部または一部を中止することができます。当該中止によりお客様に損害が生じた場合でも、エプソンは一切責任を負いません。
 - (1)別に定める支払期日までに料金を支払わないことがあった場合
 - (2)本契約に違反し、相当期間を定めて催告しても違反事実が是正されない場合

第 12 条 保守サービスの対象外事項

- 次の各号に起因する本機械の故障に対する修理については、保守サービス対象外事項とし、料金等とは別に、保守サービス会社が定める修理料金を第10条(料金等の請求および支払)の定めに従って請求する場合があります。
- (1)本機械の取扱説明書等に反する使用方法、取扱い、本機械の取扱い不注意または誤用に起因する故障
 - (2)保守サービス会社以外の第三者による本機械の修理、改造、分解または設置先の移動作業等に起因する故障
 - (3)火災、浸水、異常電圧またはこれに類する災害に起因する故障
 - (4)エプソン指定以外の本消耗品、交換部品または取扱説明書等に定める仕様範囲外の印刷用紙の使用に起因する故障
 - (5)本機械に接続された通信回線、ネットワーク関連機器、コンピュータまたはケーブル等に起因する故障
 - (6)本機械と接続されたコンピュータ等で利用するソフトウェアに起因する故障
 - (7)その他、本機械に起因しない故障またはお客様もしくは使用者の故意過失に起因する故障

第 13 条 本契約終了時の対応

- 1.本契約がサービス期間の満了、中途解約、解除その他事由により終了したときは、エプソンは本機械からヘッドを取り出して回収するものとし、お客様または使用者はこれを引渡します。ただし、本契約がサービス期間の満了、中途解約、解除その他事由により終了した際、ヘッドについてお客様が買い取りを希望した場合、エプソンは販売店を通じてお客様にヘッドを販売し、所有権を移転します。
- 2.前項に加え本契約の終了に伴い本機械に装着された使用済みまたは未使用の本消耗品をエプソンは回収するものとします。

第 14 条 中途解約

お客様は、解約希望日の60日前に所定の中途解約手続きを行い、本契約を中途解約することができます。この場合、エプソンは、本契約の中途解約に係る手続きを行います。

第 15 条 保守サービス方式の変更

- 1.お客様は、60日前にエプソンまたは販売店に対し所定の方法にて通知することにより、スポットによる保守サービスに変更することができます。
- 2.前項の場合、エプソンは通知内容を確認のうえ、本契約を中途解約します。お客様は、本契約の終了に伴い、エプソンが貸与していたヘッドを買い取るものとし、本サービスにより提供された本消耗品をエプソンに返却し、新たに消耗品をエプソンまたは販売店から購入するものとします。

第 16 条 期限の利益喪失と契約解除

- 1.お客様(使用者、支払者も含む)が次の各号のいずれかに該当した場合、エプソンは何らの催告を要することなくお客様に通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。この場合、お客様または支払者はエプソンに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、本契約に基づきエプソンに対して負う債務全額を直ちにエプソンに支払うものとします。
 - (1)本契約に違反し、エプソンが相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないととき
 - (2)料金等の全部または一部の支払を遅延または停止したとき
 - (3)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4)自己の財産について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始の申立てがあったとき、清算に入ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が一度でも不渡り処分を受ける等支払停止、支払不能、電子債権記録機関による支払不能通知もしくは取引停止処分もしくはこれらに準ずる事由が生じたとき
 - (5)解散、合併、減資、事業の全部または重要な一部の譲渡があったとき
 - (6)その他本契約の履行が困難とエプソンが認めたとき
- 2.お客様(使用者、支払者も含む)が前項各号のいずれかに該当した場合、以降の料金等その他本契約に基づく金銭債務の請求はエプソンが直接お客様に対して行います。この場合、お客様はエプソンが指定する支払方法に従い料金等を支払います。
- 3.第1項に基づく本契約の解除は、エプソンのお客様(使用者、支払者も含む)に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第 17 条 免責事項

エプソンは、本機械の使用または故障によりお客様(使用者、支払者も含む)に生じた損害および保守サービスの実施等における本機械の使用停止によりお客様(使用者、支払者も含む)に生じた損害について、一切責任を負いません。

第 18 条 譲渡禁止

お客様(使用者、支払者も含む)は、本契約上の地位および本契約により生じた一切の権利義務を、エプソンによる書面の承諾なくして、第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保に供してはなりません。お客様(使用者、支払者も含む)が本条に違反した場合、エプソンは本契約を解除する場合があります。

第 19 条 報告事項

1.お客様(使用者、支払者も含む)は、契約要綱に定める商号、代表者、住所等に変更があった場合は合併、組織変更その他資産もしくは事業状態に著しい変動があった場合、直ちにその旨およびその内容をエプソンに報告するとともに書面で通知します。

2.エプソンが契約内容に基づき、お客様(使用者、支払者も含む)に対する通知は、原則として以下のいずれかの方法によるものとし、また通知の効力は、通知方法に応じて以下に定める時点で発生するものとします。お客様から前項の報告がない場合も同じものとします。

①書面による通知：お客様の所在地に送達された時点

②電子メールによる通知：エプソンが電子メールを送信した時点

第 20 条 反社会的勢力の排除

1.お客様(使用者、支払者も含む)が次の各号のいずれかに該当した場合、または該当していたことが判明した場合は、エプソンは何らの催告を要せず、お客様に対する通知により、直ちに本契約を解除することができます。

(1)自己、自己の役員または経営に実質的に関与する者(以下、総称して役員等)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力(以下、総称して反社会的勢力)である場合

(2)役員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与した場合

(3)役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(4)役員等が自らまたは第三者を利用し、詐欺・暴力的行為や不当な要求を行った場合

(5)役員等が自らまたは第三者を利用し、名誉や信用の毀損、業務を妨害した場合

2.お客様(使用者、支払者も含む)は、前項各号を確認することを目的として、エプソンが行う調査に合理的な範囲において協力を行います。

3.第1項に基づき本契約が解除されたときは、お客様は、本契約の解除によりエプソンに損害が生じた場合には、当該損害を賠償しなければなりません。また、第1項に基づき本契約が解除された場合において、お客様または支払者に未払いの料金等があるときは、お客様または支払者はこれを直ちに支払わなければなりません。エプソンは、第1項により本契約を解除した場合には、お客様(使用者、支払者も含む)に損害が生じても一切責任を負いません。

第 21 条 遅延損害金

エプソンは、お客様または支払者が本契約に基づく支払債務の全部または一部の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済まで年6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

第 22 条 機密保持

1.お客様およびエプソンは、本契約において機密である旨明示の上開示された情報(以下、機密情報)について、機密として保持し、第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、エプソンは、お客様(使用者、支払者も含む)の機密情報を本サービスの業務を委託する第三者に対して本契約の履行にあたり必要な範囲において開示することができ、お客様はこれに同意します。

2.エプソンは、本契約に基づきお客様(使用者、支払者も含む)から開示された個人情報を適切に管理し、個人情報の保護に関する法律その他関連法令に従って取り扱います。

第 23 条 本契約の変更

1.エプソンは、以下の場合、本契約の定めを変更することができるものとします。

(1)本契約の変更が一般の利益に適合するとき

(2)本契約の変更が本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.エプソンは、前項により本契約を変更する場合は、本契約を変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を通知します。なお、前項第2号の場合には、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとします。

3.お客様が本契約の変更後も本サービスの利用を継続する場合、お客様は、変更後の本契約の内容に同意したものとみなします。

第 24 条 特約事項

本契約に記載された特約事項は、本契約の一部として適用され、特約事項と本契約の条項が相反する場合は、特約事項が優先して適用されます。

第 25 条 合意管轄

本契約に関する一切の係争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 協議

本契約に定めのない事項および疑義のある事項については、お客様およびエプソンが誠意をもって協議のうえ円満に解決します。

リモートサービスに関する付帯条項

本付帯条項は、お客様または使用者がリモートサービスの利用をする場合に適用されます。

第1条 リモートサービスの利用

1.リモートサービスとは、エプソンがインターネット回線等を経由して、本機械の使用状況および本消耗品の使用実績等（以下、総称して機器使用情報）を遠隔で取得するシステム環境を使用し、以下のサービスを提供することをいいます。

(1)本機械の印刷枚数の自動検針サービス

(2)本消耗品の使用状況の自動確認サービス

(3)遠隔操作による本機械の安定稼働サポートサービス

(4)本機械の使用環境の確認および予防保守サービス

なお、(3)および(4)における遠隔操作に係る機能については対応している機種（以下、対応機種）でのみ、サービス提供可能とします。

2.リモートサービスを利用するにあたり、エプソンまたは販売店は、専用ソフト等のインストールまたは設定作業を実施し、お客様または使用者は当該設定作業に必要な情報を提供する等の協力をを行うものとします。

3.エプソンは、本機械にトラブルが生じた場合、リモートサービスを利用して本機械および本消耗品の使用状況を遠隔で取得し、本機械の不具合および稼働状況等を確認のうえ、対応機種の場合には、お客様または使用者に事前通知の上、本機械のクリーニング、再起動、設定変更、ログの取得等の操作および作業を行うことができるものとします。お客様または使用者は、対応機種のリモートサービスの利用により、本機械の利用または印刷状況に影響が生じる場合があることを予め承諾するものとします。

第2条 機器使用情報の共有、管理、利用

1.エプソンは、リモートサービスの提供を目的として、機器使用情報を販売店および保守サービス会社と共有して利用することができ、お客様または使用者はこれに同意します。なお、機器使用情報には、本機械がスキャンした情報およびプリントしたデータ等の情報は含まれません。

2.エプソンは、お客様または使用者に対するリモートサービスの提供に伴う本機械の操作、設定の変更作業等の業務について、業務の全部または一部を販売店または保守サービス会社に委託する場合があり、お客様または使用者はこれに同意します。

3.エプソンは、機器使用情報、ログの取得および管理、並びにリモートサービスの専用サーバーの運営管理を、セイコーエプソン株式会社（以下、SEC という）と共同で行います。

4.エプソン、SEC およびその関連会社は、機器使用情報を新製品の開発、サービスの充実および向上、将来的な製品の品質改善、本機械で不具合が発生した際の原因解析のため、また末尾の「個人情報のお取扱い」に定める利用目的のために利用することができ、お客様または使用者はこれを承諾します。

第3条 リモートサービスの利用停止

1.エプソンは、次の各号の事由により、専用サーバーが使用できない場合、お客様または使用者に事前通知することなく、リモートサービスを停止する場合があります。

(1)緊急にリモートサービス提供のためのサーバー等の保守、点検を実施する場合

(2)リモートサービス提供のためのコンピュータシステムに不良が生じた場合

(3)法律、法令等に基づく措置による場合

(4)通信回線等の障害により、リモートサービスの提供が困難な場合

(5)火災、停電、天災等の不可抗力により配信が困難な場合

2.エプソンは、専用サーバーの定期的な点検および通信設備の保守または工事を実施する場合、専用サーバーを停止し、これに伴いリモートサービスの提供を停止する場合があります。この場合、エプソンはお客様または使用者に対し、リモートサービスの停止期間を事前通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4条 免責事項

1.エプソンは、リモートサービスを提供したこと、リモートサービスを提供できなかったこと、またリモートサービスの提供を第3条に基づき停止したこと等、リモートサービスに関連して、お客様または使用者に不利益または損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

2.リモートサービスは、本機械の不具合状況の改善、本機械の点検によるトラブルの未然防止、また本機械の修理前の一次サポート等を目的としてお客様または使用者に提供するものであり、エプソンの明示または黙示を問わず、本機械の不具合解消、故障の回復、機器トラブル等の完全な解決を保証するものではなく、またリモートサービスをお客様または使用者が利用した結果の保証、並びにリモートサービスの完全性、有効性および正確性について保証するものではありません。

第5条 システム環境のバージョンアップ、仕様変更等

エプソンは、お客様または使用者に事前通知することなく、仕様変更、またはバージョンアップ作業を行う場合があります。

第6条 禁止事項

お客様または使用者は、リモートサービスの利用にあたり、専用ソフト等について、次の各号の事項を行ってはなりません。

(1)逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他の手段により、ソースコードを解析するような試みをすること

(2)複製、または改変し、専用ソフト等の全部または一部を使用して二次的著作物を創作すること

(3)レンタル、リース、貸付、再領布すること

(4)リモートサービスの利用以外の目的で使用すること

第7条 リモートサービスの終了

理由の如何にかかわらず、お客様または使用者がリモートサービスの利用を終了した場合、エプソン、販売店または保守サービス会社はリモートサー

ビスを終了する設定作業を実施し、お客様または使用者はこれに必要な協力をします。なお、リモートサービスはお客様または使用者からの利用終了の申し入れがない限り、継続します。

第8条 本付帯条項の有効期間

本付帯条項の有効期間は本契約と同一とします。

個人情報のお取扱い

[利用目的]

お客様の個人情報は、本サービスの提供およびセイコーエプソングループの製品・サービスに関する情報提供のために利用します。また、本契約の情報および本契約に基づき収集した機器使用情報については、市場調査や環境分析等のため、個人を識別・特定できない形式に加工した統計データや資料を作成し、書面や各種媒体、WEBサイト等で公表する場合があります。上記利用目的の範囲内で、エプソンから業務委託先にお客様の個人情報の全部または一部を委託する場合があります。エプソンの個人情報の取り扱いについては、エプソンのホームページをご確認ください。corporate.epson/ja/privacy/

[お問合せ先]

お問い合わせフォーム：epson.jp/privacy-info/

受付時間：9:00～17:30（土、日、祝、エプソン指定休日を除く）

※受付時間外に着信したお問い合わせにつきましては、翌営業日の確認となります。

以上

（F_2025003747）CC通常版【202511】